

岳南排水路管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）

1 目的

本計画は、地球温暖化防止に資するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、岳南排水路管理組合の事務事業に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図ることを目的とします。

2 計画期間及び基準年度

①計画期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とします。しかし、環境問題や社会情勢が大きく変化した場合などは、その都度見直しを行います。

②基準年度

基準年度は、2013（平成25）年度とします。なお、岳南排水路管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、基準年度が2014（平成26）年度でしたが、国が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出削減目標の基準年度が2013（平成25）年度であることから、同計画との整合を図っています。

3 計画の対象物質

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定されているガスのうち岳南排水路管理組合の事務事業に伴う排出がある二酸化炭素の1種類を対象とします。なお、法令の改正、岳南排水路管理組合における排出原因活動の変化により、必要に応じ見直します。

4 削減目標の考え方

法令で定められている 7 種類のガス及び原因となる行為のうち下表に示すものを対象とします。二酸化炭素以外の 6 種類のガスについては、岳南排水路管理組合の事務事業には該当する活動がないため、対象から除外します。なお、法令の改正、岳南排水路管理組合における排出原因活動の変化により、必要に応じ見直します。

	温室効果ガス	原因となる行為	温室効果ガス排出量の増減に対する考え方
対象	二酸化炭素	燃料の使用（施設）：A 重油 外部から供給された電気の使用（自家発電は除く） 燃料の使用（公用車）：ガソリン	施設におけるエネルギー使用量を低減させることで削減可能。 公用車の利用抑制やエコドライブの実施により削減可能。
対象外	メタン	なし	
	一酸化二窒素	なし	
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	なし	
	パーフルオロカーボン (PFC)	なし	
	六ふっ化硫黄	なし	
	三ふっ化窒素	なし	

5 削減目標

温室効果ガス排出量について、基準年度（2013（平成25）年度）の実績値に比べ、2030（令和12）年度までに以下のとおり削減することを目標とします。

温室効果ガス総排出量の削減目標

基準年度 (2013(平成25)年度) 実績値	目標年度 (2030(令和12)年度) 削減目標		
排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)	削減目標の根拠
64.8	38.9	-40.0	地球温暖化対策計画

6 取り組み内容

削減目標を達成するため、富士市の「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画）」で定める取り組みを準用します。

7 結果の公表

実行計画（事務事業編）の取組結果については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、年に1回公表します。

公表内容は、下記のとおりとします。

基準年度及び前年度における温室効果ガス総排出量

前年度総排出量の増減理由と実施した取り組みの内容等

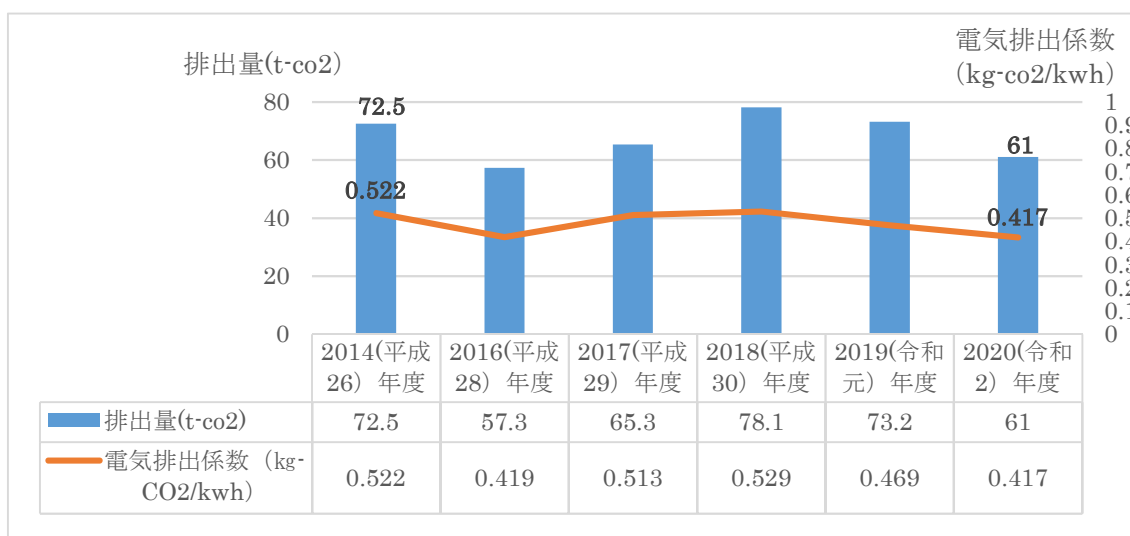
岳南排水路管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組状況

岳南排水路管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、温室効果ガスの総排出量について、2020（令和2）年度までに2014（平成26）年度比で10%削減することを目標としました。

2020（令和2）年度の総排出量実績は、15.9%の削減という結果となっています。

2014（平成26）年度と2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量及び目標値

2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)		目標値 (2020(令和2)年度)	
排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)	排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)
72.5	61.0	-15.9	65.3	-10.0



2014（平成26）年度と期間中（2016（平成28）～2020（令和2））年度の温室効果ガス排出量
 ※2016（平成28）年度からの電気排出量は平均値である。

〈温室効果ガス排出量の増減要因〉

排出量の増減の主な要因は、契約電力会社を入札によって決めています。契約した電気事業者の電気排出係数より温室効果ガス排出量が増減している。